

**新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置及び
事業者に対する協力金の支給について**

本日、新型コロナウイルス感染拡大防止のための新潟県における緊急事態措置等について、取りまとめましたのでお知らせします。

記

1 施設の使用停止等の協力要請

県では、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置として、以下に該当する施設等を運営する事業者に対し、施設の使用停止等の協力要請を行います。

(1) 対象施設

別添のとおり

(2) 要請する休止期間

令和2年4月22日（水）から5月6日（水）まで

2 協力金の支給

県の協力要請に応じて、緊急事態措置の期間中、施設の使用等の停止に全面的に協力頂ける事業者に対し、以下により協力金を支給します。

(1) 対象

県内に事業所を有する中小企業及び個人事業主であって、上記の要請に応じ、少なくとも令和2年4月24日（金）から5月6日（水）までの全ての期間において対象施設の休業等にご協力いただける事業者

(2) 支給額

一事業者あたり10万円

(3) 申請手続き等

協力金に関する申請の受付は、5月上旬から開始する予定です。

申請手続き、支給方法等は別途お知らせします。

3 相談窓口の開設

緊急事態措置（施設の休止等の協力要請）の内容や協力金の支給手続きに関する問合せに対応するための相談窓口を設置します。

名 称：新潟県緊急事態措置・協力金相談センター

電話番号：025-280-5222

開設日：令和2年4月21日（火）

開設時間：午前9時～午後7時（土日祝日を含む）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 緊急事態措置について

県では新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置として、新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき、該当する施設等を運営する事業者に対して、施設の使用停止等の協力を要請することといたします。

対象となる施設は遊興施設、大学・学習塾、運動・遊技施設、劇場、集会展示施設、商業施設、文教施設等で、詳細は別添のとおりです。

要請する休止期間は4月22日から、緊急事態宣言の終期とされている5月6日までとします。

事業者の皆様には、多大なご負担をおかけすることになりますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

県民の皆様におかれましても、使用停止の対象となる施設の利用は厳に控えていただきますようお願いいたします。

この休止要請にご協力いただく事業者に対しては、協力金の支給を行います。

令和2年4月21日

新潟県知事 花角 英世

新型コロナウイルス感染拡大防止のための
施設の使用停止等の協力要請

新潟県
令和2年4月21日

新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設の使用停止等の協力要請

1 区域

県内全域

2 期間

令和2年4月22日（水曜日）から令和2年5月6日（水曜日）まで

3 実施内容

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、施設の使用停止及び催物の開催の停止の協力を要請

(1) 特措法による要請を行う施設【遊興施設等、文教施設、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設（集会場等）】

- ・ 施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項）

(2) 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1000㎡を超える 下記の施設）

【大学・学習塾等、集会・展示施設（博物館等）、商業施設】

- ・ 施設の使用制限等の要請（特措法第24条第9項）

(3) 特措法によらない協力要請を行う施設（床面積の合計が1000㎡以下の 下記の施設）

【大学・学習塾等、集会・展示施設（博物館等）、商業施設】

- ・ 特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼

(4) 特措法によらない協力要請を行う施設（食事提供施設）

【飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店等】

- ・ 特措法によらず、営業時間の短縮の協力を依頼（詳細は5頁を参照）

4 基本的に休止を要請する施設（特措法施行令第11条に該当するもの）

施設の種類	要請内容	内訳
遊興施設等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 （＝休業要請）	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス等
文教施設		学校（大学等を除く。）
大学、学習塾等		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
運動、遊技施設		体育館、（屋内・屋外）水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設、又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場等
劇場等		劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場
		博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。

5 特措法によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設については、同1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

施設の種類	内訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
集会・展示施設	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

6 基本的に休止を要請しない施設

(1) 社会福祉施設等

施設の種類	要請内容	内訳
社会福祉施設等	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請	保育所、学童クラブ等
	適切な感染防止対策の協力要請	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

(2) 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	要請内容	内訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局等
生活必需物資販売施設	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力要請、営業時間短縮の協力要請	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを含む。） ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テイクアウトサービスは除く。）
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿等
交通機関等	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等
工場等	適切な感染防止対策の協力要請	工場、作業場等
金融機関・官公署等	テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年4月16日変更）を踏まえた整理

※適切な感染防止対策については、別表「適切な感染防止対策」を参照

【別表】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 ・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」（密閉・ 密集・密接）の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2m間隔の確保） ・換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける） ・密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）
飛沫感染、接触感染 の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・タオルや茶わんの共有をしないこと及びドアノブ・パソコン・受話器等を定期的に消毒すること ・店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における感染 の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進） ・従業員数の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等） ・出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限